

## 経営者保証に関する取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

農業者等が融資等資金調達のお申込みをした場合、当組合では、農業者等のガイドラインの要件の充足や経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、農業者等の意向を踏まえた上で検討いたします。

上記の検討を行った結果経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当組合は農業者等の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、取引先の資産および収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

農業者等から既存の保証の変更・解除の申入れがあった場合は、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から経営者保証は求めないこととし、例外的に双方から保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

経営者保証における保証債務を履行する場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

2023年4月  
島原雲仙農業協同組合